

意見をお聞かせください～

説明会・意見交換会を開催します。

自治基本条例策定作業が、市民メンバーを中心とする「私たちのまちの自治基本条例をつくる会」(以下「つくる会」)を中心に行われています。

条例市民案の策定に、市民の皆さん一人ひとりの考えや意見を反映させていくため、直接意見を聞かせていただき「つくる会」の案の中に取り入れていきたいと思ひます。市内7カ所において説明会・意見交換会を開催しますので、皆さんの参加をお待ちしています。当日は「つくる会」から「自治基本条例とは！なぜ必要なのか？」の説明を受け、その後「つくる会」で検討した条例構成案を示しながら、皆さんと自由に意見交換会を行いたいと思ひます。

説明会・意見交換会日程

- 禾生地区 8月 2日(木) 午後7時30分～ 禾生地城コミュニティセンター
- 宝地区 8月 3日(金) 午後7時～ 宝公民館
- 開地地区 8月 8日(水) 午後7時～ 大津集会所
- 盛里地区 8月10日(金) 午後7時30分～ 盛里公民館
- 谷村地区 8月18日(土) 午後7時～ 文化会館
- 三吉地区 8月21日(火) 午後7時30分～ いきいきプラザ都留

※東桂地区は7月31日に開催しました。

※事前申し込みは不要です。どうぞ自由にご来場ください。



自治基本条例って
な～に？



この条例は、まちを元気に
するため、またみんな
を幸せにする道具である
と考えてください。

つまり「都留市が目指すまち」
「市民の権利や義務」「市長や議
会の責任と義務」「市役所がまち
のためにがんばること」「市民の
市政運営への参画と協働の仕組
み」などを定めます。

市民・市長・議会・
市役所、また市の他の
条例や計画も、この条
例を尊重することにな
ります。その意味で
「まちの憲法」と呼ばれ
ています。



この条例は、自治の理念
や市の運営の基本的なル
ールを決めるものなんだね！

